



第37報

健康みつえ 21計画

本気で 高血圧(脳卒中)を防ごう!!

平成25年3月1日・3月27日 第4・5回健康づくり推進協議会を開催し、「第2次健康みつえ21計画(期間:平成25年~平成34年)」と「元気づくりハンドブック」の完成に向け、検討しました。

「第2次健康みつえ21計画」の特長は、

①第1次に続き、今回も御杖村ならではの手作り計画であり、「高血圧(脳卒中)を防ぐ取り組み」についてわかりやすく説明し、すぐに使える計画にしていること。

②計画は、策定に沿ってどれだけ実施していくかが最も大切です。そのため、住民のみなさんがいつでも手元において「あーなるほどなあ。わかった!!」と思っていただけるような「元気づくりハンドブック」を作成します。

「元気づくりハンドブック」は、6月頃に全戸配布の予定です。ご期待ください。

「元気にしとる会」新旧世話人会を開催!!

平成25年3月28日元気にしとる会新旧世話人会を開催し、平成25年度のスタートにむけ、情報交換や今後の課題を検討しました。

各会の世話人からは、「参加する人も世話人も楽しんでやっています。」と和気あいあいとした雰囲気や続けて実施していくことへの気合いが伝わってきました。

今後の課題は、地域で誰がどんな役割で活動しているのかを発信すること、元気にしとる会を支えるネットワークづくり(地域支援包括センター相談協力員、民生児童委員、老人クラブ、健康づくり推進員等)が大切であること、そして「元気にしとる会」が「村を元気にしていくことにつながっている」とアドバイザー(山本幸重さん)より助言をいただき終了しました。

平成25年度元気にしとる会世話人のみなさん(敬称略)

開催地区名	世話人氏名	開催地区名	世話人氏名
神末上村	古谷 正子	菅野 上郷・中野	山崎イトエ 伸西千恵子
神末中村	鈴木ヨシノ 大田ミサエ	菅野(体験交流館)	大野 典子 平田 伸子
神末東町(女性)	倉田 秀子	土屋原 堂前	河西 照美 河角 満子
神末東町(男性)	土記 一夫 岡田 雅充	土屋原 峰・水口	水口 智代 西村 初子
神末敷津(女性)	森本 寛恵 金子 節子	桃俣(多目的研修センター)	西谷 勉
神末敷津(男性)	川北 貞一 寺前 治		

■お問い合わせ／保健福祉課 ☎0745(95)2828



団 保健福祉課・社会福祉協議会 ☎0745(95)2828

月	火	水	木	金
29	30	1 カラオケ教室	2	3
6	7	8	9 老人クラブ役員会 子育て支援	10 筋力アップ教室
13 元気にしとる会 (神末 中村)	14 乳幼児相談	15 元気にしとる会 (東町)	16 老人クラブ社会奉仕の日 保育所歯みがき教室	17 筋力アップ教室
20 元気にしとる会 (峯・水口)(敷津)(菅野) あみ物教室	21 元気にしとる会 (上村)(堂前) (上郷・中野)	22 離乳食・幼児食教室	23 子育て支援	24 筋力アップ教室
27	28 村老連グラウンド ゴルフ交流会	29	30	31 筋力アップ教室

平成25年度 特定健診・がん検診等の申し込みについて

申込書は5月の上旬~中旬に各戸にお届けします。

申込書の届け先

各常会の健康づくり推進員
役場住民生活課又は保健福祉課

■締め切り 5月24日まで

健(検)診は、自分の健康を維持する最初の出発点です。
健(検)診を受け、自分の体を確かめましょう。

☆筋力アップ教室☆

5月から内容や時間配分が変わります。
参加者の自立度等に応じて、教室の内容を決めます。
詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。

■日 時：5月10日・17日・24日・31日(毎週金曜日)
要支援高齢者 13:00~14:30
元気高齢者 14:30~16:00

■講 師：理学療法士 他
■場 所：保健センター ■持ち物：お茶
問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

◇送迎：参加したいが、ふれあいバスが教室の時間に合わない、バス停まで距離が遠すぎる、バスに乗れないなどお困りの方は、保健福祉課まで相談してください。

☆みつえっ子広場☆

●持ち物：お茶・タオル・着替え・帽子・上靴など
「散歩にいこう。」 雨天時「広場で遊ぼう。」

■日 時：5月9日(木) 10時~11時30分

「よもぎ団子を作ろう。」

■日 時：5月23日(木) 10時~11時30分

☆毎週月・木・金の9:30~15:00は支援室、園庭を開放しています。気軽にご利用ください。

問 御杖保育所 ☎0745(95)3138



離乳食・幼児食教室

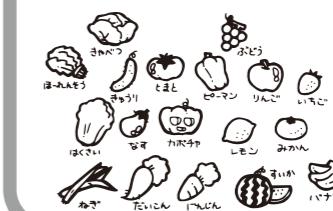
■日 時：5月22日(水) 10:00~13:00

■場 所：保健福祉センター 2F

■費 用：大人300円、小人100円

■持ち物：エプロン、三角巾など

問 保健福祉課 ☎0745(95)2828



固定資産税つて、どうやって決まるの？

固定資産税とは土地、家屋、及び償却資産(これらを称して【固定資産】といいます。)の所有者の方に、これらの固定資産の価格に応じて負担していくいただく税金のことです。

税額は資産の価格をもとに算定した課税標準額に税率1.4パーセントを乗じて得た税額になります。

固定資産税の免税点

御杖村内に同一義人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの合計の課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

免税点	土地	30万円
家屋	20万円	
償却資産	150万円	

税を納める人のことです。
具体的には、次のとおりです。

▽土地：土地登記簿に所有者と地補充課税台帳に所有者として登録されている人又は法人。

▽家屋：家屋登記簿に所有者として登記されている人又は法人。家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人又は法人。

▽償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人又は法人。

所持者として登録されている人又は法人。

固定資産税の納税義務者

納税義務者は原則として賦課期日（毎年1月1日）現在において、村内に固定資産を所有し、固定資産

固定資産税の納期限

平成25年度の固定資産税の納期は次とのおりです。

期日（毎年1月1日）現在において、村内に固定資産を所有し、固定資産

納税管理人を置く場合

御杖村に納税義務があり、村外に居住している方は、納税に関する一切の事項（通知書受領、納税等）を処理する納税管理者を「納税管理人」により定めることができます。

御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

例により減免することができます。御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

御杖村においては、左記のとおり減免が規定されていますので該当する資産をお持ちの方は、減免申請書を提出してください。

また、買主には、県税の不動産取得税が課税されます。

土地・家屋を売買したときの固定資産税

固定資産税は1月1日現在の固定資産の所有者が、当該年度の納稅義務者となり税金を納めていただくよう法律（地方税法第343条）で定められています。

したがって、1月2日以降に土地、家屋を売買しても固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されることになりますので、年度の途中に土地、

家屋の売買をされるときは、納稅等

甲種防火管理講習のご案内

学校、病院、工場、事業所、興行場、販売店舗、旅館、飲食店、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する事業所又は施設等（甲種防火対象物）には、甲種防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

宇陀広域消防組合では、下記要領で甲種防火管理者の資格講習を開催します。

●日 時

平成25年5月23日（木）及び24日（金）

8時45分から16時まで

●場 所

宇陀市役所 4階大会議室
(宇陀市榛原下井足17番地の3)

●対 象

消防法施行令に規定する甲種防火対象物に勤務する管理的、又は監督的な職務に従事する者。（将来、従事する者を含む。）

●受付期間

・管内勤務者又は在住者

5月13日から5月15日まで

・上記の者を含め一般の者

5月16日から5月17日まで

※受付は、所定の申込書及び受講票に必要事項を記入のうえ、消防本部予防課へ（9時から17時まで）

●定 員 50名（先着順）

●費 用 無料

（但し、別途テキスト代3,400円が必要）

●お問い合わせ

宇陀広域消防組合消防本部 予防課

☎ 0745(82)3199

5月31日（金）です
自動車税の納期限が

コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでも納付ができます。

自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

必ず納期限（5月31日）までに納付してください。

金融機関や県税事務所や自動車税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用して、納税通知書に

一括でも納付が可能です。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧下さい。

なお、県税の窓口では、軽自動車税の納付はできませんのでご了承下さい。

住所を変更された場合は、自動車税務所（自動車第一課）へ

0743(51)0081

または、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

自動車税の納付はできませんのでご了承下さい。

転入された方で県外ナンバーの自動車をお持ちの方は、陸運局で速やかに変更手続きをしてください。

また、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

自動車税務所（自動車第一課）へ

0743(51)0081

または、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

自動車税務所（自動車第一課）へ

0744(43)3131

または、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

桜井県税事務所

0743(51)0081

または、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

奈良陸運支局

050(5540)2063

または、県内で住所を変更された方、または他の都道府県から

ご連絡ください。

広報みつえ 2013（平成25年）5月号 293号

てんいち先生



今年も山野草の展示・即売会を開催します。丹精込めた作品の効々をご覧ください。皆様のお越しをお待ちしております！

▼日 時
5月11日(土)・12日(日)
9時～17時(12日は16時まで)

▼場 所
御杖村役場 産業建設課

▼お問い合わせ
御杖村役場 産業建設課
主催：御杖村山野草会

後援：御杖村



御杖村社会福祉協議会より

平成24年度 中山間地域等直接支払交付金制度に関する実施状況

平成22年度より始まった中山間地域等直接支払交付金制度 第Ⅲ期については、今年で3年目を迎え、中間年評価を行いました。集落の自己評価として、本制度により、耕作放棄地の防止効果や、集落の話し合いが活発になるなどの効果があったという報告を受けました。また、集落に獣害防止柵を設置する取組に本交付金を活用している団地も多くみられます。農業者の高齢化や担い手不足等の問題はありますが、今後も本制度を活用し、農村環境の維持・健全化を図って行きたいと考えています。

なお、本制度についての具体的な内容、集落活動の詳細については、役場産業建設課へお問い合わせ下さい。

集落団地名			農家戸数	交付金額(円)	急傾斜面積(m ²)	緩傾斜面積(m ²)
1	神末	上村	39	1,354,100	47,271	87,492
2	//	中村	30	599,417	—	93,659
3	//	東町	13	227,584	—	35,560
4	//	西の前	13	229,260	—	35,822
5	//	佐田峠	9	136,921	—	21,394
6	//	青木・桜垣内	13	294,636	—	46,037
7	//	ドタヒラ	8	159,539	—	24,928
8	//	赤見原	7	118,956	—	18,587
9	//	敷津 1	23	1,387,814	82,608	—
10	//	敷津 2・3	20	503,648	—	78,695
11	//	敷津 4・5	20	574,432	—	89,755
12	//	敷津 6	12	198,617	—	31,034
13	//	敷津 7	7	110,041	—	17,194
14	//	小屋	22	1,399,322	83,293	—
15	//	西浦	9	274,512	16,340	—
16	//	太郎生	26	1,807,875	101,641	15,673
17	菅野	上郷	10	145,715	—	22,768
18	//	中野	6	82,265	—	12,854
19	//	平ノ瀬	7	110,016	—	17,190
20	//	菅野東	32	908,019	—	132,503
21	土屋原	北京・桜峠	9	515,911	30,709	—
22	//	笹及・堂前	16	188,889	—	29,514
23	//	神馬場・向川原	12	183,065	—	28,604
24	//	大野	13	185,068	—	28,917
25	//	峯・須行台	17	279,148	—	43,617
26	桃俣	町屋	8	142,060	—	22,197
27	//	付谷・袖南	11	252,546	14,095	2,461
28	//	上向台	15	434,968	23,267	6,888
29	//	西杉	17	1,012,552	60,271	—
30	//	堂前	11	198,886	—	31,076
	合計	30団地	455	14,015,782	459,495	974,419

